

大飯原発3・4号機の運転停止を求めて 8月29日 国相手の裁判が始まりました

原告2名が意見陳述で、運転停止を求めて切なる思いを訴えました
「運転停止の法的根拠はない」との国の無責任な姿勢は許せません

8月29日11:30より、大阪地裁1007号法廷で、大飯原発3・4号機の運転停止を求める行政訴訟の第1回法廷が行われました。原告と支援者約60名が裁判に参加し、法廷内に設けられた原告席と一般傍聴席をほぼ埋めつくしました。被告の国は15名もの代理人が並び非常に高圧的な態度に見えました。関電社員も6～7人傍聴に来ていました。様子をうかがっているのでしょうか。

裁判では、原告の訴状、被告の答弁書、またそれぞれ証拠を陳述しました。その上で原告側の冠木弁護士が、被告である国の答弁書に対して短くポイントを突いた批判を行いました。「答弁書で国は『その時点で基本設計ないし基本的設計方針に係る事項について疑義が生じた場合であっても、電気事業法40条に基づく一時使用停止命令によってそれを是正するという法的仕組みにはなっていない』(p.20)として、国には原発を止める権限がないと入り口論争で逃



法廷後の報告集会で説明する武村弁護士

げているが、昨年3.11の福島事故を経てもこのような主張をすることは大変おかしい。また、関西電力相手の民事裁判で訴えれば良いので行政訴訟が唯一残された道ではないため、行政訴訟そのものができないと主張しているが、これはきわめて特異な見解である、詳細な批判は後日書面で提出する」と述べました。

その後、原告の福井の石地さん、宮城から避難してきた大阪の武藤さんの2人が意見陳述に立ちました。

石地さんは、福島から避難されている人の話を最近聞いて、受け継いできた産業、農業、漁業が次の世代に残せない悲しみ、原発をなくしてほしいという願いを共有したいと話され、福井の豊かな自然を将来の子や孫に残していきたい、そのために運転停止を命ずる判断を願いますと訴えました。

武藤さんは、地震でライフラインがない中でラジオの「福島第一原発爆発」を聞いて絶望、放射能から家族を守るためやむにやまれず大阪に避難した経緯などを話されました。そして福島事故後も無責任に再稼働を進める国の態度にがまんができず、原告になる決意をしたこと、安全を規制するはずの国自らが安全神話を作っている現状では、原発事故で苦しんでいる人、亡くなった人に顔向けができない、司法の正義の判決で原発を停止してほしいと結びました。2人の陳述後、自然と拍手が起りましたが、裁判長は「法廷ですから」と制止しました。

その後、報告集会を、大阪中之島の中央公会堂で行いました。報告集会には裁判に参加できなかった人も含めて約50人が参加しました。

武村弁護士、大橋弁護士、瀬戸弁護士に参加していただきました。武村弁護士は国の答弁書について「国は原発の審査は段階、段階で行っているので、後で明らかになった基本設計に関する問題点（活断層の連動や破砕帯問題）があっても、設置許可段階の審査は完了しているので、現時点で法的に運転停止することはできないとっている。そんなことはおかしい」と答弁書の問題点を説明し、「国の責任のありようを問う裁判だ」と話されました。

次に、来日中で法廷も傍聴されたセバスティアン・プフルークバイル博士（ドイツ放射線防護協会会長）から、同時通訳付きで特別にアピールをいただきました。

法廷で陳述した感想を石地さん、武藤さんの2人が陳述内容を含めて報告しました。

原告団からは、最大の争点になっている制御棒挿入時間について、基準値は2.2秒なのに、国や関電が「1.1秒まで安全」と主張していることは、安全余裕を切り縮めて、人々を炉心溶融一步手前まで追い込む危険なものだとの解説がありました。また、国の答弁書では、F-6断層（破砕帯）が活断層の可能性があり再調査が始まっている事実にも一言もふれていないのは、この問題を避けたがっていることの現れだとの説明がありました。野田総理が自らの責任で再稼働すると言ったのに、国には運転停止の法的根拠がないなどという姿勢を批判して、国の責任を追及していこうと訴えました。各地の運動の報告・交流では、東京の国会包囲行動への参加、毎週金曜日の関電本店前や京都支店前の行動が写真などを使って報告されました。福井でも県庁前で金曜行動が始まっているとのことでした。また、京都北部では防災問題について交渉などを行い、事故のときに原発に向かって避難しなければならないこと等の問題点が報告されました。和歌山からは、今年5月に出版した「原発を拒み続けた和歌山の記録」（「脱原発わかやま」編集委員会編：寿郎社）の紹介と、関電和歌山支社前などで金曜行動が始まっていることが紹介されました。

今回は、関電相手の民事仮処分裁判が9月5日（水）11:00から大阪地裁560号法廷で行われます。部屋の都合で原告の参加は数人に限られますが、それに先だって10:15から11:00まで、裁判所南側の正面玄関前で裁判所にアピール行動を行います。ぜひご参加ください。

行政裁判の第2回目は、10月19日（金）11:30からと決まりました。傍聴者も増えるため大法廷での裁判を要求し、大法廷202号室となりました。こちらは一般傍聴も可能です。大法廷を埋め尽くしたいので、原告・支援者に限らず、周りの方にも知らせて多くの人で傍聴しましょう。

*原告の意見陳述や裁判関係の資料は、美浜の会とグリーン・アクションのホームページで見ることができます。

意見陳述の報告

石地優

8月29日、大阪地裁1007号法廷で大飯3・4号運転停止行政訴訟の第1回法廷がありました。私は陳述者として武藤さんと陳述させていただきました。

11時半から始まり先ず原告代理人の冠木弁護士より国の答弁書への反論がありました。そしていよいよ意見陳述となり、先ず私が陳述することになりました。何せ初めての経験なのでどんな風にしたらよいのかもわからず、陳述書を落ち着いて読もうと思いき陳述席に向かいました。裁判長に陳述すれば良いのか確認し開始しました。



石地さん（報告集会）

用意していた陳述書をゆっくり読み始めました。読むのが精一杯で、周りを見る余裕もなく、2ページある陳述書の1ページを読み終わり2ページ目を読もうとしたら困りました。2ページ目が無いのです。さあ困ったどうしようと陳述書が綴じてある用紙をあちこち探してやっと見つかりました。何のことはない裏面にあったのです。この間少しの時間だったと思いますが、私にはとても長い時間を感じられました。そんな意見陳述でした。

法廷内は静かで陳述は聴いてもらったと思いますが、裁判官に通じたかどうかはわかりません。裁判を通じての国や関電の姿を周りに伝えたいと思います。よろしくお願いします。

武藤北斗

前もって用意した陳述書ですが、ただ読むだけでなく、心を込め、想いを込めて裁判長に訴えることができました。これも、たくさんの原告と傍聴人が僕の背中を支えてくれていると感じたからです。本当に無言の暖かな声援を頂きました。

自然災害と原発事故を同時に体験した事をふまえ、事故後も変わらない国の姿勢を非難し、あまりにも危険な大飯原発の再稼働を停止するように求めました。緊張はしませんでした。あまりにも感情が入ってしまい、裁判長に訴えるはずが、国代理人の顔を何度も見ながら陳述してしまいました。

裁判長にどれだけ伝わったのかは分かりません。ただ、どんな小さなことであれ、私たちはできることを実行していかなければなりません。自分達の信じる正義を貫き通し、訴えていくしかないかと再認識しました。多くの傍聴者の出席は裁判長の正義の判決を支え、原告の弁護団を支え、意見陳述をする私にまでたくさんの元気を与えてくれたと思います。第二回法廷では私も傍聴席から無言の温かい想いで、わずかでも応援し支えていこうと思います。



武藤さん（報告集会）

本の紹介

「原発を拒み続けた和歌山の記録」

裁判の原告となり、国の態度はなんや。福島事故を司法から離れさせてはいけなと強く思いました。裁判闘争は地味ですけど、弁護士だけではなく私たち庶民の持続的な情念がこれからのキーポイントではないか。情念を持って行動を続けましょう。明日に向けて。

(松浦雅代)

「原発を拒み続けた和歌山の記録」(汐見文隆◆監修「脱原発わかやま」編集委員会◆編・寿郎社)を今年5月に出版しました。1970年代～80年代。90年代にかけて、原子力と共存出来ないと命をかけて闘った和歌山の人たちの記録です。

本の注文は松浦雅代へ

Eメール masa.matsuura@iris.eonet.ne.jp

(定価1500円+税のところ、1200円でお分けします)。

原発を拒み続けた和歌山の記録



汐見文隆◆監修
「脱原発わかやま」編集委員会◆編

紀伊半島にはなぜ原発がないのか？

「いのち」の源一海・山・川を守り
未来へつなげた住民たちと
関西電力との闘いの軌跡

寿郎社 定価◆本体1500円+税

次回法廷のご案内

● 10月19日(金) 11:30～

集合: 11:00

大阪地裁2階 202号法廷前

たくさんの傍聴で大法廷を埋めましょう!



前回の仮処分審尋前に行ったアピール行動 (大阪地裁正面玄関前 8/13)

大飯原発3・4号運転停止行政訴訟原告団

連絡先: 〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3

TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581

E-mail mihama@jca.apc.org

星光ビル3階 美浜の会気付

2012.9.3.